

概要版 周南市公共施設再配置計画(令和4年3月改訂)

○ 改訂の背景

- ・周南市公共施設再配置計画の見直し方針
 - ⇒ 5年ごとに施設分類別の取組み方策等を見直す
 - ⇒ 10年ごとに基本計画を見直す
- ・国の通知(H30年2月:改訂の指針、R3年2月:見直しに当たっての留意事項)を踏まえ、R3年度中に事項の追記等が必要

○ 改訂(5年)の基本的な考え方

- ・計画目的・計画目標・基本方針等は基本的に維持
- ・国の通知等を踏まえた、追記・時点修正
 - 追記** まちづくり総合計画後期基本計画、第4次行財政改革大綱、組織改編、公共施設マネジメント基金等
 - 時点修正** 人口、財政状況、市民アンケート、公共施設の保有量、中長期的な維持管理・更新等に係る経費見込み、施設分類別計画等
- ・章の構成を一部変更

第1編 基本計画

1 計画の位置付け等(P.1~4)

1.1 計画策定の目的

本市の身の丈に応じた施設保有量の実現や、将来に向けた施設の方向性を示すことを目的とする

1.2 計画の位置付け

○『第2次周南市まちづくり総合計画』(H27~R6年度)との関係

基本構想

まちづくりの方向として「最大限の行政力を発揮するまちづくり」を掲げ、計画的な施設マネジメントにより、総合的に公共施設の再配置を進めることとしている。

後期基本計画

重点推進プロジェクト「安定した行財政運営プロジェクト」や分野別計画に「公共施設等の効率的・効果的なマネジメントの推進」を掲げている。

○公共施設等総合管理計画との関係

全国の自治体では、高度経済成長期以降の急激な人口増加に伴う需要に対応するために集中的に整備された施設の更新への対応を迫られている。H26年4月に、国から全国の自治体に対して『公共施設等総合管理計画』の策定を要請。

本計画は、本市の『公共施設等総合管理計画』として位置付け

『公共施設等総合管理計画』の策定により、公共施設等の適正管理(集約化・複合化、長寿命化、転用、除却等)に係る市債の活用が可能となる。

1.3 計画期間

目的達成のために、長期的な視点に立つ必要があることから

H27年度~R16年度(20年間)に設定

1.4 フォローアップの実施方針

PDCAサイクルにより、実施内容の評価検証・進捗管理を行う。

1.5 計画の内容と見直し

- 第1編「基本計画」:10年(まちづくり総合計画との連携を考慮)
- 第2編「アクションプラン」施設分類別の取組方策・地域別の取組方策:5年

2 周南市の概要(P.5~6)

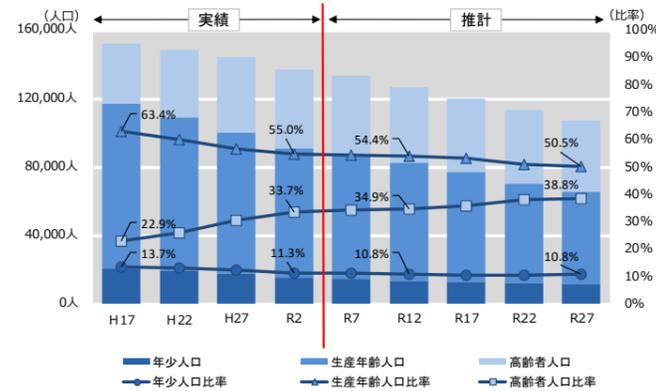
本市の概要を、「位置及び地勢」「面積」「沿革」「産業」から説明。

3 人口動向と財政状況(P.7~11)

3.1 周南市誕生後の人口動向 ※住民基本台帳

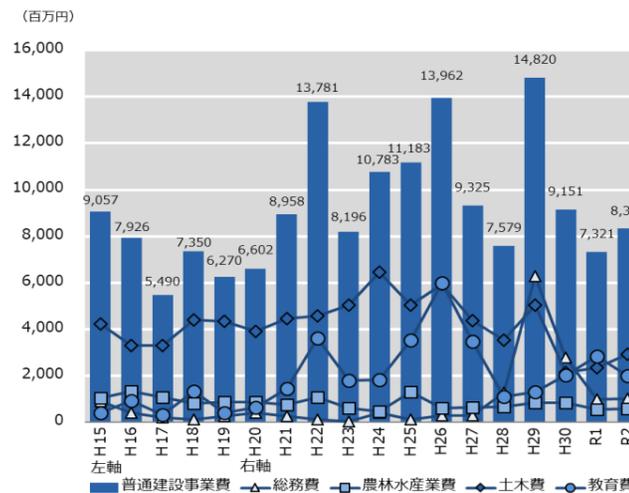
H15年4月21日:158,179人
R3年9月末:139,896人(▲18,283人)

3.2 人口の将来推計(P.8) ※国立社会保障・人口問題研究所による



	人口				比率		
	年少人口	生産年齢人口	高齢者人口	計	年少人口	生産年齢人口	高齢者人口
H27	18,050人	82,288人	44,504人	144,842人	12.5%	56.8%	30.7%
R12	13,702人	69,140人	44,366人	127,208人	10.8%	54.4%	34.9%
R27	11,571人	54,261人	41,708人	107,540人	10.8%	50.5%	38.8%

3.3 財政状況(P.11) ※普通建設事業費



- ・H15年度からR2年度の間、リサイクルプラザ・徳山駅前賑わい交流施設・新たな本庁舎等の大型事業を継続的に実施
- ・今後は、合併支援措置の終了の一方、少子高齢化に伴う社会保障費の増加等が見込まれ、『第4次周南市行財政改革大綱』に基づく施設の総量抑制や持続可能な市民サービスの提供が求められる

4 対象施設(P.12~23)

「5.1 保有状況の推移」と併せて記述。

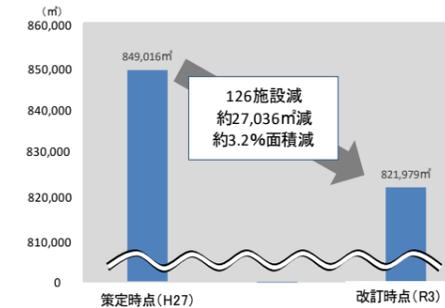
5 公共施設の状況(P.24~50)

5.1 保有状況の推移

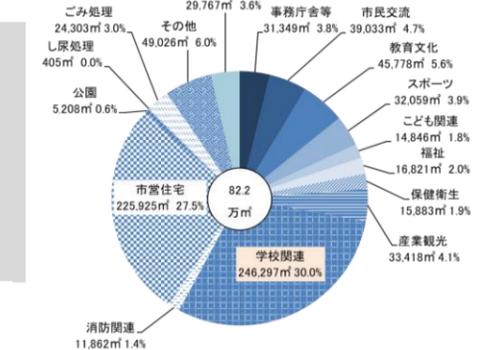
■公共施設(P.25)

施設分類	平成27年8月		令和3年10月		増減		
	施設数	延床面積(m)	施設数	延床面積(m)	施設数	延床面積(m)	延床面積の割合
事務庁舎等	25施設	29,958	21施設	31,349	-4施設	+1,391	4.6%
市民交流施設	69施設	39,866	64施設	39,033	-5施設	-834	-2.1%
教育文化施設	26施設	51,127	23施設	45,778	-3施設	-5,349	-10.5%
スポーツ施設	57施設	30,138	51施設	32,059	-6施設	+1,921	6.4%
子ども関連施設	75施設	22,600	73施設	14,846	-2施設	-7,754	-34.3%
福祉施設	21施設	19,314	15施設	16,821	-6施設	-2,494	-12.9%
保健衛生施設	16施設	16,199	12施設	15,883	-4施設	-316	-2.0%
産業観光施設	24施設	31,731	27施設	33,418	+3施設	+1,688	5.3%
学校関連施設	61施設	250,023	57施設	246,297	-4施設	-3,725	-1.5%
消防関連施設	84施設	10,733	80施設	11,862	-4施設	+1,129	10.5%
教職員住宅	27施設	2,415	0施設	0	-27施設	-2,415	皆減
市営住宅	253施設	229,718	205施設	225,925	-48施設	-3,793	-1.7%
公園	265施設	3,882	272施設	5,208	+7施設	+1,326	34.2%
し尿処理施設	1施設	392	2施設	405	+1施設	+13	3.3%
ごみ処理施設	13施設	25,965	11施設	24,303	-2施設	-1,662	-6.4%
その他	82施設	54,245	60施設	49,026	-22施設	-5,219	-9.6%
上下水道施設	15施設	30,711	15施設	29,767	0施設	-944	-3.1%
合計	1,114施設	849,016	988施設	821,979	-126施設	-27,036	-3.2%

(P.24)



(P.12)



■インフラ施設(P.28)

	平成26年4月現在	令和3年4月現在
道路	路線数:2,935路線 道路延長:1,201,597m 道路部面積:6,310,339㎡ 道路敷地面積:7,911,356㎡	路線数:3,037路線 道路延長:1,220,513m 道路部面積:6,419,208㎡ 道路敷地面積:8,042,100㎡
橋りょう	橋りょう数:821橋 橋りょう延長:9,786m 面積:58,325㎡	橋りょう数:813橋 橋りょう延長:10,009.4m(対象:810橋) 面積:64,856㎡(対象:809橋)
上下水道	上水道・簡易水道総延長:817,250m	上水道総延長:846,017m
下水道	下水道総延長:849,628m	下水道総延長:892,923m
漁港施設	漁港数:4	漁港数:4
河川	準用河川数:73	準用河川数:73
農道	路線数:17路線 総延長:11,106m	路線数:17路線 総延長:11,106m
林道	路線数:136路線 総延長:234,258m	路線数:136路線 総延長:237,602m

■その他施設(P.23)

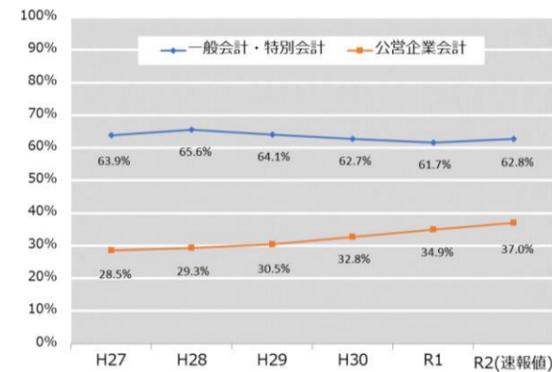
施設分類	施設数	施設名
一部事務組合設置施設	7施設	周南地区福祉施設組合:きさんの里、さつきの里 周南地区衛生施設組合:御座敷山斎場、忍路クリーンセンター 周南環境整備組合:周南環境整備センター(平成31年3月稼働停止) 玖西環境衛生組合(令和4年3月末解散):真水苑 光地区消防組合:中央消防署 北出張所 (山口県市町総合事務組合が所有する山口県自治会館は除く)
共同設置施設	1施設	周南地域地産産業振興センター

5.2 公共施設に係る費用の状況

公共施設に係る管理運営コストと特定財源を説明

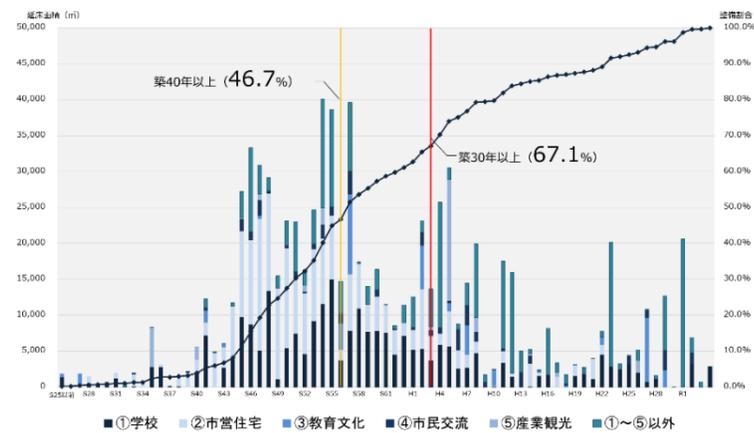
5.3 有形固定資産減価償却率の推移 (P. 31)

新たな本庁舎の建設や徳山駅周辺整備を主要因として、H28 年度末から R 元年度末にかけて減少。R2 年度末は増加



5.4 公共施設のストックの状況 (P. 32)

築 30 年以上が約 67%、築 40 年以上が約 47%



5.5 過去に行った対策の実績

新たな組織体制の構築	H28 年度：施設マネジメント課を設置 H29 年度：公有財産有効活用・管理検討委員会を設置
施設分類別計画の策定	概要版 P. 4 に記載
公共施設再配置 モデル事業の実施	
長期修繕計画の策定	
経営戦略の策定	公営企業が、施設の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う料金収入の減少等の経営環境の変化に適切に対応し、将来にわたり安定的に事業を継続するために策定
公共施設等における公民連携の推進	指定管理者制度、包括的民間委託、PFI 等、公共施設等における公民連携 (PPP) の実施
公共施設再配置の取組	本庁舎の建設、保育所・幼稚園の再編整備、学校給食センターの統合、公営住宅の用途廃止・建替え等
公共施設マネジメント 基金の創設	公共施設のマネジメントを推進し、施設のサービスの維持・向上、安心・安全な利用の確保等を図るため、R3 年 12 月に基金を設置。大規模改修や用途廃止後の建物の解体等を計画的・効率的に進めるために活用

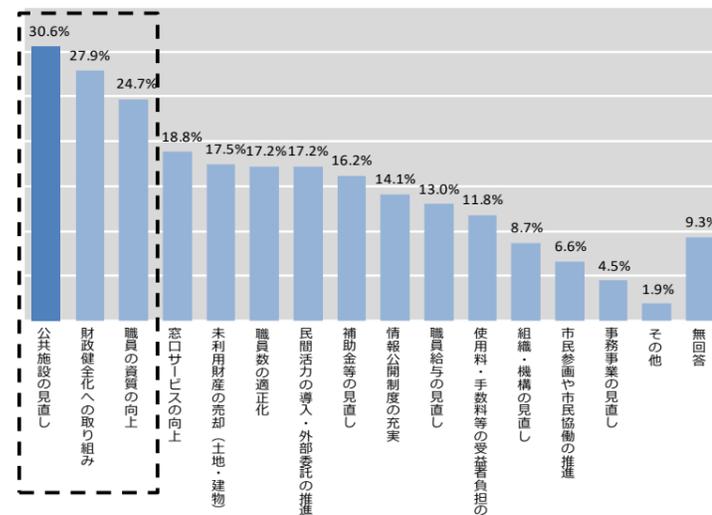
5.6 公共施設等における公民連携の状況

本市の公民連携に係る取組み状況を手法毎に説明

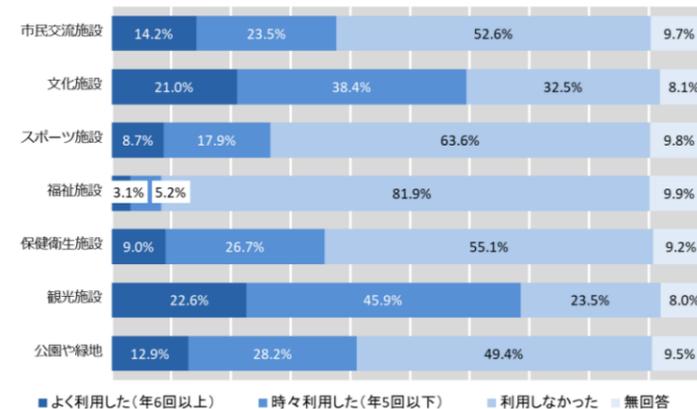
5.7 アンケートから見る市民ニーズ等

『第 2 次周南市まちづくり総合計画 後期基本計画』の策定に先立ち、H30 年度に市政運営や市民サービスに関する市民アンケートを実施

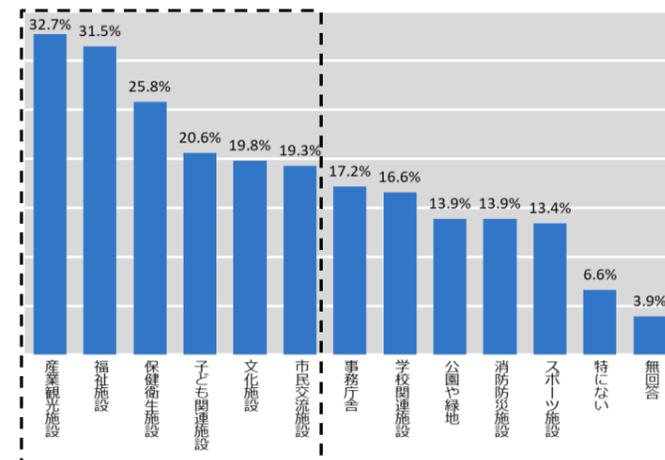
■行財政改革に向けた取組 (P. 39)



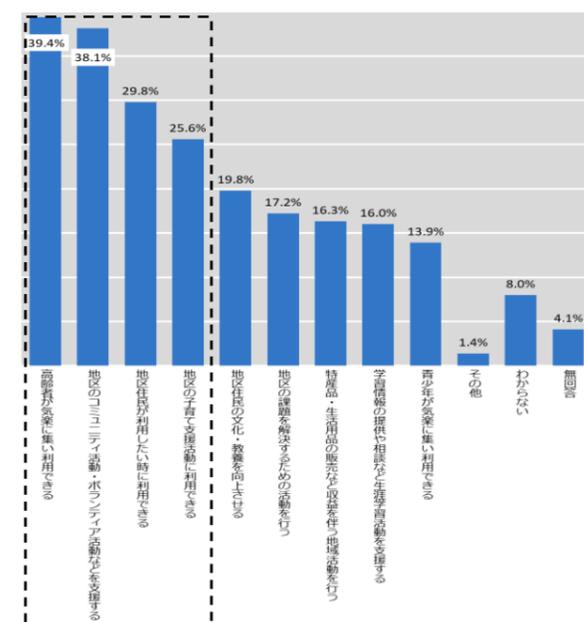
■公共施設の利用状況 (P. 40)



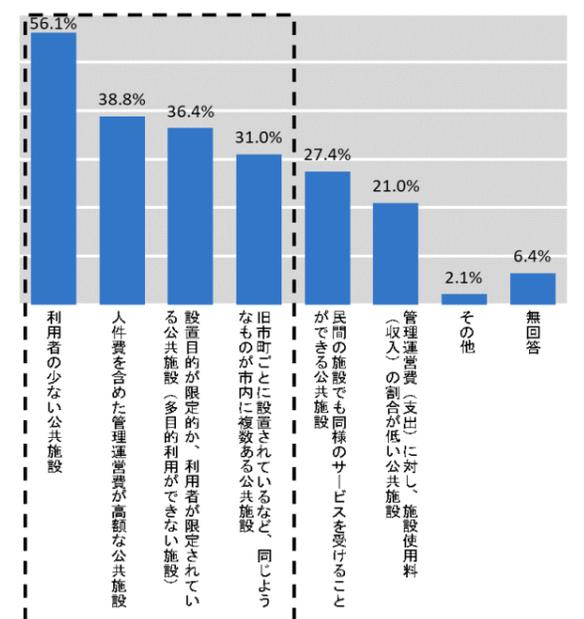
■今後のまちづくりにおける有用な公共施設 (P. 48)



■市民センターに期待する機能 (P. 49)



■今後のまちづくりにおける公共施設の見直し (P. 50)



6 中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み (P. 51~64)

6.1 本計画策定時点の将来更新費用等の試算及び数値目標の設定

- 保有する公共施設等と同じ数量保有し続ける場合の将来更新費用：約 5,886 億円/40 年 (H25~R34 年度)、約 147 億円/年
- 約 147 億円/年のうち一般財源額：約 30.6 億円/年
- 投資的経費のうち一般財源額：約 22.5 億円/年

不足する一般財源額：約 8.1 億円/年 (27%)

合併優遇措置の終了・今後の人口減による歳入の減少などを考慮し

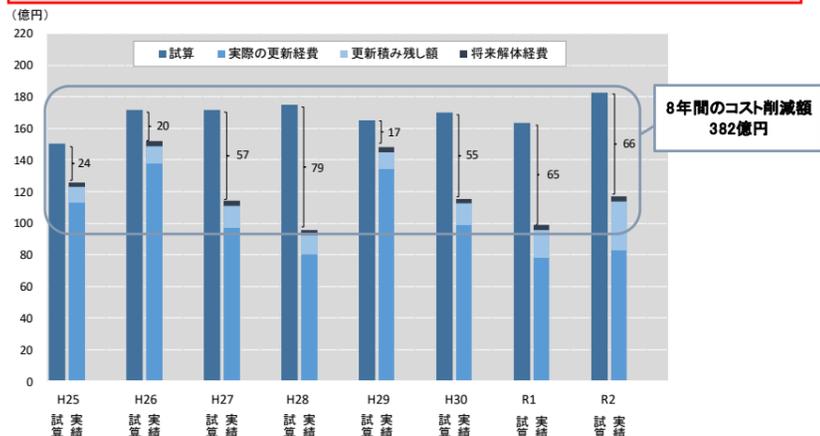
40 年のコスト削減目標を 30% (1,766 億円) と設定

6.2 本計画策定時点の将来更新費用及び数値目標の検証 (P.59)

過去8年間 (H25~R2年度) について

将来更新費用の試算	約1,350億円
実際にかかった経費	約823億円 (普通建設事業費等の合計)
更新積み残し額	約119億円 (長寿命化計画等での見直し分除く)
将来解体経費	約26億円

コスト削減額：約382億円/8年 (目標額1,766億円/40年の22%)



6.3 中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み (P.63)

国の改訂指針等を踏まえ、R3年度以降の試算を見直し

	10年 (R3~12年度)	32年 (R3~34年度)
単純更新の場合 (a)	約1,457億円	約5,307億円
長寿命化対策等の場合 (b)	約945億円	約2,908億円
財源見込み (c)	約1,073億円	—

○長寿命化対策等の効果額 (a-b)：約512億円/10年
○単純更新で不足する額 (a-c)：約△384億円/10年 (26%)

■10年 (R3~12年度)

	長寿命化対策等をした場合			耐用年数経過時に単純更新した場合	長寿命化対策等の効果額	財源見込み	(参考)現在要している経費 (H25~R2平均) × 10年
	維持管理・修繕	改修・更新等	合計				
普通会計	建築物	15,553	15,877	31,430	57,876	26,446	60,496
	インフラ施設	7,167	19,020	26,188	41,082	14,895	41,918
	計	22,720	34,897	57,618	98,958	41,341	102,415
公営事業会計	建築物	1,036	289	1,325	3,167	1,841	2,744
	インフラ施設	3,084	32,472	35,556	43,565	8,009	36,047
	計	4,120	32,761	36,881	46,732	9,850	38,792
建築物計	16,589	16,166	32,755	61,043	28,288	63,240	
インフラ施設計	10,251	51,492	61,744	84,647	22,904	77,966	
合計	26,840	67,659	94,499	145,690	51,191	107,311	141,206

■32年 (R3~34年度)

	長寿命化対策等をした場合			耐用年数経過時に単純更新した場合	長寿命化対策等の効果額	(参考)現在要している経費 (H25~R2平均) × 32年	
	維持管理・修繕	改修・更新等	合計				
普通会計	建築物	37,305	89,429	126,734	251,372	124,639	193,587
	インフラ施設	19,778	42,814	62,592	121,912	59,320	134,139
	計	57,083	132,243	189,325	373,284	183,959	327,727
公営事業会計	建築物	3,226	5,837	9,063	18,180	9,117	8,782
	インフラ施設	9,882	82,556	92,438	139,256	46,818	115,351
	計	13,108	88,393	101,501	157,436	55,935	124,133
建築物計	40,530	95,266	135,797	269,552	133,756	202,369	
インフラ施設計	29,660	125,370	155,030	261,168	106,138	249,490	
合計	70,190	220,636	290,827	530,720	239,894	451,860	

7 計画目標 (P.65)

このたびの試算の見直しを踏まえ、計画目標を維持

コスト削減目標：40年間で30%削減

数値目標：20年間でコスト14.8%削減

8 基本方針 (P.66~73)

■公共施設等再配置の基本方針

原則、『周南市公共施設再配置の基本方針』(H26年3月策定)を維持

項目	内容	実現するための方針
サービスの最適化	市民ニーズの変化に対応したサービスの提供を目指す	○ 現有施設の検証 機能(提供している住民サービス)と建物性能(老朽度、耐震性など)を検証
コストの最適化	利用状況等に応じて管理方法を見直す等、限られた資源を効果的に使用できる方法への改善を目指す	○ 地域の拠点となる施設への取組 総合支所・支所・市民センターを中心とした地域づくりの推進と機能・住民サービスの維持を基本に再配置
量の最適化	将来に大きな財政負担を残さないよう、次世代に継承可能な施設保有を目指す	○ 将来を見越した公共施設の最適化 ・更新の場合等は、多機能化・複合化・多目的施設への転用を検討 ・民間ノウハウの導入により、サービスを最適化
性能の最適化	予防保全の考え方のもと長寿命化改修を含め計画的な保守・修繕等を行い、安全で安心な施設整備を目指す	・効率的・効果的な管理運営、使用料の見直し、未利用・低利用財産の貸付・売却でコストを最適化 ・新規整備は原則として抑制。ただし『まちづくり総合計画』に基づくものは将来の公共施設総量の抑制を念頭に置いて整備 ・既存施設の検証により、継続や用途廃止等の見直し。複合化や民間施設の活用等の手法を検討 ・引き続き活用する施設は、長寿命化改修・耐震化・バリアフリー化等、性能の向上に努める

必要なサービスを提供することを基本としつつ、本市の身の丈に合った施設保有量の最適化を図る

■公共施設マネジメントの取組方針

組織体制	施設マネジメント課、公有財産有効活用・管理検討委員会を設置し、全庁的な公共施設のマネジメントを図る
住民や議会との情報共有と市民参画	施設に関する情報を住民や議会に分かりやすく知らせるとともに、地域で施設を整備・更新する際は、内容を住民と行政が検討・協議する場を設ける等、市民参画を得て進める
統合・整備等の推進	新規整備は原則として抑制し、施設の複合化・多目的化等を検討。既存施設の検証により継続や用途廃止等の見直しを進める
市域等を超えた公共施設のあり方の検討	国や県、近隣自治体との連携や、民間施設の空きスペースを活用した公共サービスの提供などを検討する
他の計画等との整合	『立地適正化計画』『行財政改革大綱』『地域公共交通計画』『過疎地域持続的発展計画』等の関連計画との整合を図る
新地方公会計制度への対応	公共施設等の総量・老朽化度合い・更新経費等を効率的に整理・分析し本計画の進捗管理や見直しに活用するほか、施設別コスト分析による再配置の検討や受益者負担割合による施設使用料見直しなど新地方公会計とのさらなる連携を図る

■公共施設に関する基本的な考え方

点検の実施方針	マニュアルを基に施設所管課職員や指定管理者自らが点検を行い、不具合箇所の早期発見・早期対応に努める
維持管理の実施方針	継続的な点検や修繕等に加え、自主点検の結果から建物ごとの修繕等の優先順位付けを行い、予算編成の判断材料として活用することで、計画的な維持管理につなげる
長寿命化の実施方針	長期にわたり活用すべき建物は、長寿命化改修を行い、可能な限り長く有効な活用を目指す
安全確保の実施方針	用途廃止後に利用の見込みがない施設は、原則解体して、市民の安全確保を図る 修繕等の優先度が高い施設は、応急措置を実施するとともに、安全確保に向けた改修計画策定・対策を行う
耐震化の実施方針	引き続き耐震化を促進する
ユニバーサルデザイン化の実施方針	ユニバーサルデザインへの対応を進める
脱炭素社会に向けた取組の実施方針	施設の企画から廃棄までのライフサイクルを通して環境負荷低減に配慮する。『周南市脱炭素社会形成取組指針』に基づき、再生可能エネルギーや省エネ・高効率設備の導入を進める
施設の整備方針	現有建物や土地の有効活用を優先的に検討し、施設の多目的化・複合化に努め、新規整備は原則として抑制する。ただし『まちづくり総合計画』に基づくものは、総量抑制を念頭に整備を行う 必要なサービス機能を確保しつつ必要最小限な延床面積、維持管理が容易かつ社会情勢の変化に対応できるように可変的な躯体構造・設計とする
施設整備の手法	大規模改修工事、他の施設へのサービス機能の移転、建替えを基本とし、現状のサービス水準は維持しつつ、長期的な視点での費用対効果が最も高い手法を用いて整備を行う
災害に対する施設整備方針	災害の可能性を検討し、必要な防災機能の整備を行う

第2編 アクションプラン

9 アクションプラン (P. 75~76)

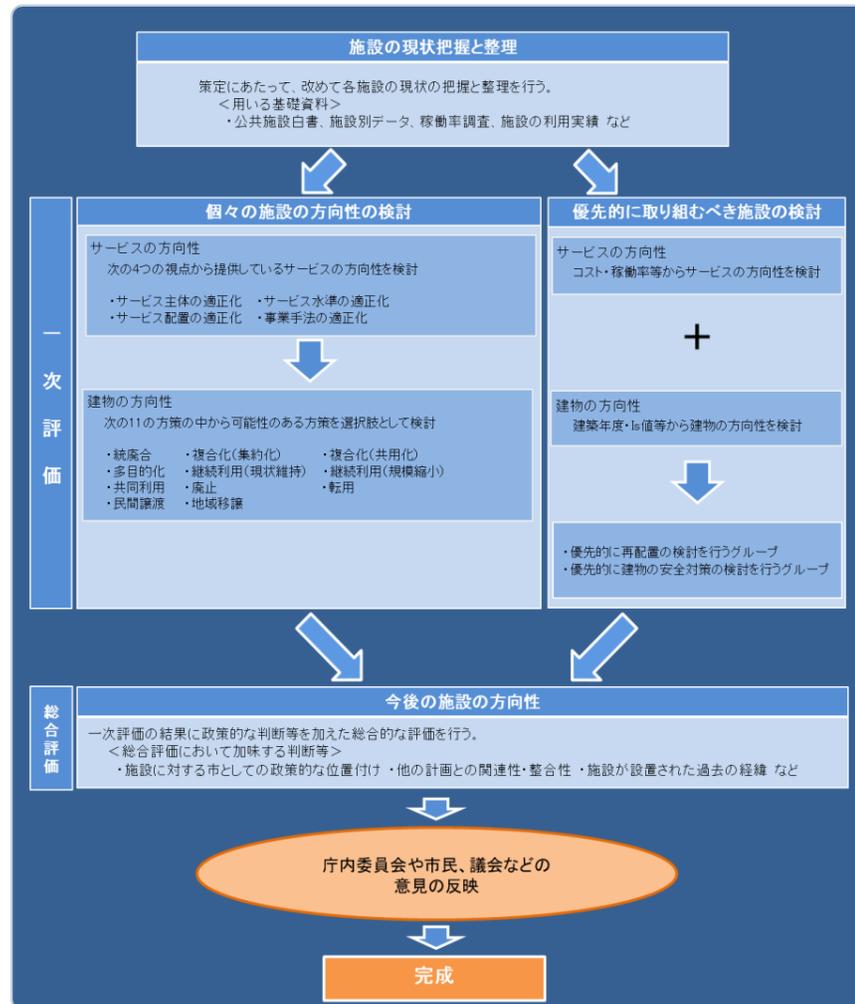
アクションプランは、公共施設を対象とする「施設分類別計画」「地域別計画」「長期修繕計画」と、インフラ施設を対象とする「長寿命化計画」で構成。

10 施設分類別の取組方策（施設分類別計画）(P. 77~198)

■施設分類別計画とは

- 建物の状況（建築年、安全性など）や稼働率、提供するサービス、設置された経緯や市の施策との整合性などから、今後の取扱いや方向性、優先度を施設分類ごとに示す計画
- 国は、施設毎の老朽化対策について具体的に検討した個別施設計画の策定を要請。施設分類別計画は、本市における個別施設計画として策定
- 公共施設 988 施設のうち、862 施設を対象に 78 計画を策定（個別施設計画と見なす既存の計画を含めると 928 施設が対象）

■策定フロー (P. 77)



■掲載内容

施設分類ごとに「現在の保有状況」「本計画策定後に用途廃止した施設」「本計画策定時点のサービス提供・建物の方向性」「本計画策定後の主な取組」「施設分類別計画等の主な内容」を記載。

■遊休資産

公共施設再配置の進捗により生じた遊休資産は、全庁的な利活用の検証を行い、利用計画のない土地や建物は、売却や貸付を基本に有効活用。

用途廃止した建物は、公共施設等の適正管理に係る地方債や公共施設マネジメント基金を活用し、計画的に解体を進めるとともに、建物の状況や需要等を考慮した上で、建物付での土地の売却を検討。

11 地域別の取組方策（地域別計画）(P. 199~303)

■地域別計画とは

「施設分類別計画」の内容を踏まえ、優先的に取り組むこととした施設が立地する地域又はその一部において、周辺の公共施設の集約化・複合化、機能統合を検討する再編・再配置計画。地域の住民などとの市民参画により策定

■対象とする公共施設

広域施設・準広域施設・地域施設のうち、主に地域施設が対象

- ・広域施設：市域全体または市域を越えて利用者がある施設
- ・準広域施設：合併前の旧2市2町においてそれぞれ広域施設であった施設
- ・地域施設：広域施設、準広域施設以外の市民の暮らしに身近な施設

■対象とするエリア

住民相互の結びつきが強く、日々の暮らしの基本的な活動エリアであるコミュニティ地区をベースとする32地区

■公共施設再配置モデル事業

実際の取組を通じて市民の皆さんに再配置の進め方や手法を理解いただくため、長穂・和田地区を対象に、計画段階からワークショップや協議会の設置などの市民参画によって公共施設再配置モデル事業を実施。

長穂地区は、旧長穂小学校の校舎等を解体し、令和3年2月から、新たな支所・市民センターの供用を開始。和田地区は、旧和田中学校の校舎を支所・市民センターとして暫定的に活用予定。

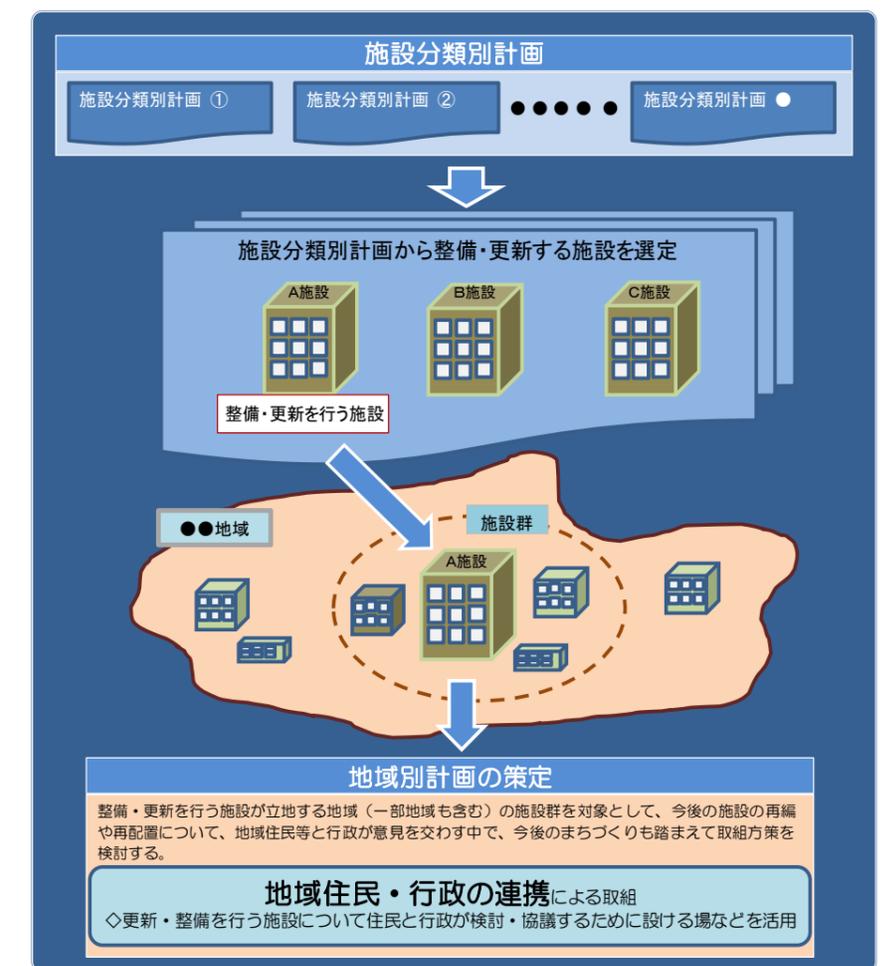
■地域別計画の策定手法の見直し (R3.3月企画総務委員会・所管事務調査での説明)

モデル事業では、施設集約化等の検討・協議に時間を費やし、地域住民が最も望んでいる支所・市民センターの整備に支障をきたした。また、その後に予定・計画されている施設の更新等にも影響を及ぼし、まちづくりの停滞につながるようになった。

このことを踏まえ、施設の集約化等と地域別計画の策定にあたる手法について、より効率的かつ効果的な事業の推進が図れるよう見直した。

見直しの点	変更前	変更後
検討・協議の場	整備・更新する施設が決まった段階で、住民と行政が当該施設と周辺施設の集約化・複合化について検討・協議する協議会を立ち上げ	整備・更新する施設が決まり、その内容について住民と行政が検討・協議する場を活用
検討・協議の進め方	検討・協議にあたり、議論を尽くすことで方向性を導き出すスタンスから、市からは事前に案を示していなかった	市が取りまとめた集約化・複合化の案を、事前に示すことで、効率的・効果的に検討・協議を行う

■策定フロー (P. 199)



■掲載内容

対象エリアごとに「現在の保有状況」「本計画策定後に用途廃止した施設」「本計画策定時点の今後の検討の視点」「本計画策定後の主な取組」「施設位置図」を記載。

12 長期修繕計画 (P. 304~305)

■長期修繕計画とは

- 建物の計画的な保守・修繕等を進めるため、維持保全のために必要となる資料を整備し、建物のライフサイクルに合わせて行う修繕等に必要となる経費や更新時期を事前に把握するための計画
- 本計画の策定後から新たに建築する建物は、竣工時から計画を策定

13 インフラ施設に対する取組方策 (P. 306~310)

■掲載内容

「道路、橋りょう」「上下水道施設」「上下水道管渠」「漁港施設」「河川」「農道・林道」のインフラごとに「施設の概要」「取組方策の選定」「既に決定している計画等」を記載。

14 その他施設に対する取組方策 (P. 311)

■掲載内容

一部事務組合設置施設や共同設置施設の「施設の概要」「取組方策の選定」「施設に係る主な取組」を記載。